

住民自主企画活動支援事業補助金交付要綱

平成18年6月23日 制定

平成24年4月 1日 改定

平成31年4月 1日 改定

(目的)

第1条 この要綱は、今日の住民の高度化・多様化する住民ニーズに対応するため、住民（個人・団体）が自ら講演会、ワークショップ、学習会等を企画し、実践する事業に対し、予算の範囲内において補助することにより、今日的課題の解消及び個人・団体の活動の促進、向上を図ることを目的とする。

(対象となる事業)

第2条 補助の対象となる事業は、次のとおりとする。

(1) 町民を対象とした生涯学習活動に関連する講演会、ワークショップ、学習会事業

(2) その他上記に類する事業

2 次の事項に掲げるものは、補助の対象としないものとする。

(1) 団体等の関係者のみを対象とした事業

(2) 営利（事業）を目的とした事業

(補助の対象者)

第3条 補助金を受けることができる者は、次のとおりとする。

(1) 町内に居住する個人又は団体であること。

(2) 補助を受けなければ、事業の実施が困難であること。

(補助の額)

第4条 補助する金額は、1事業につき別表に定める額とする。

(補助金の申請)

第5条 補助金を受けようとする者は、あらかじめ申請書に事業予算書・事業概要が分かる書類を添えて申請しなければならない。なお、補助金の申請は、年1回限りとする。

(交付の決定)

第6条 前条の規定による申込があったときは、速やかに内容を審査し、交付の可否を決定し申請者に通知する。

(申請事項の変更)

第7条 申請者は、その申請内容を変更する場合又は中止しようとする場合は、速やかに変更申請書を提出し承認を受けなければならない。

(実施報告)

第8条 申請者は、事業が終了したときは、速やかに事業決算書・領収書・実施状況写真を添えて実施報告書を提出しなければならない。

(補助金の交付)

第9条 補助金の交付は、第8条により提出された実施報告書を審査した後、申請者へ交付する。

別表

住民自主企画活動支援事業補助基準

区 分	算 定 基 準	備 考
講師謝礼金	町内居住者 5千円 町外居住者 10千円	
交 通 費	南富良野町職員の旅費に関する条例に規定する範囲内の額とし、現に支払う額を補助対象とする。自家用車を使用する場合の車賃は、路程1キロメートルにつき20円により算出した額を補助対象とし、1キロメートル未満の端数が生じるときは、切り捨てる。	※町外居住者の講師のみ対象
宿 泊 費	南富良野町職員の旅費に関する条例に規定する範囲内の額とし、現に支払う額を補助対象とする。	※町外居住者の講師のみ対象
事業消耗品	事業で必要とされる材料費等	※飲食物は助成対象外とする
使 用 料	会場使用料及び機材等の借上料	

1. 補助金の上限額は、1事業につき30千円とする。

但し、一般参加型の事業で50人以上を対象として実施されるものについては、特別事業加算として20千円を加算することができる。